

令和元年度事業計画（案）

自 平成31年 4月 1日
至 令和 2年 3月31日

（はじめに）

平成30年度は社会保険労務士制度創設50周年という大きな節目を迎え、先達への感謝の思いを更なる社会保険労務士の未来に思いを馳せた年でありました。

今年度は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により関連法律の改正が順次施行されるとともに、労働力不足による外国人労働者の受け入れ拡大など様々な社会基盤の整備が進められていくなか、我々社会保険労務士が担う役割への期待が一層高まってくると考えられます。

今年度はこれまでの組織体制の維持強化に努め、次の課題を重点とし積極的に事業を展開して参ります。また、新規事業等の研究・実施を通じて新たな分野での会員の資質向上に務めます。

1. 情報保護に関する対応と倫理関係

社会保険労務士個人情報保護事務所認証（SRPⅡ）の取得促進と情報発信の適正化。また倫理関係ではより一層の職業倫理の徹底を図り、研修等を通して倫理意識を高めていきます。

また、継続事業である会員登録の適正化、業務監察委員会細則の見直しを行います。

2. 新規事業関連の実施・研究

業務領域拡大を目的としたサイバー法人台帳ROBINSによる経営労務診断の推進、労働条件審査事業の推進援助、新規事業等に関する研究・実施を行います。

3. 会館増改築等に関する件

引き続き、常任理事会が主体となって物件情報を収集していきます。

4. 関係団体との交流

社労士制度に対する理解と協力を得るため労使関係団体及び士業関係団体等と積極的に交流を行います。

5. 体系的研修の実施

「働き方改革」に基づく法改正の概要や実務に関する研修、「人を大切にする企業づくり」の有用性を経営者に伝えるための研修及び顧客対応やコミュニケーション能力等の向上を目的とした研修、その他必要な研修を実施します。

終わりに、会員の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 各委員会及び部会の事業計画

(1) 総務委員会

本会の効率的な組織運営及び適正な財務管理を実施するため、総務・財務・厚生各部会の意見総括を行い円滑な運営を図る。

① 総務部会

イ. 会則・規程等の見直し

諸規程の内容が相互に整合するよう、また、法令及び社会情勢等に照らし、その時々において適正であるよう、全般的・恒常的に見直す。

ロ. 受託事業の受託方法の検討

電子政府のIT化戦略、社会保険労務士業務の新たなる可能性も視野に入れて、引き続き行政機関等から受託する事業を円滑に進めるための手段を探っていく。

② 財務部会

イ. 適正な予算編成とその執行状況について精査する。

ロ. 会費未納者に対する督促に関して検討を行う。これに関連して今年度から新たに実行する会費滞納に伴う会員権停止中の者に対する『支払督促』の遂行状況および実施効果を適宜確認する。

③ 厚生部会

イ. 第22回ボウリング大会

令和元年 7月27日(土) (予定) 開催場所は未定

ロ. 第22回グラウンドゴルフ大会

令和元年 11月頃 (予定) 於 藤枝総合運動公園 (予定)

(2) 広報委員会

効率的な情報伝達手段を検討し、最新情報の掲載に努める。また、社会保険労務士は「人を大切に作る企業」形成を可能にする「働き方改革の専門家」であることを広報する。

① 広報企画部会

イ. 県市町の広報・相談窓口に対し、必要に応じて広報誌等への情報掲載を働きかける。

ロ. マスメディア(新聞・インターネット等)への情報提供の充実を図り、社会保険労務士業務をPRする。

ハ. 県会及び各支部が主催する研修について情報を共有するための掲示板を、県会HPの会員ページに設置する。

ニ. 3号業務の強化に向けたPRのための仕組みづくりを引き続き企画し、具体化する。

② 広報運営部会

- イ. 紙媒体での「会報しずおか」とホームページ掲載とのシナジー効果発揮のため、ホームページ掲載の際に動画その他ホームページならではの手法を検討し、更なる内容の充実を目指す。
- ロ. 広報におけるホームページの活用による効率的かつ効果的な情報伝達の具体的な方策を検討実施する。
- ハ. 出前授業事業の推進と講師研修会を実施する。

(3) 業 務 委 員 会

ＡＩの発達、働き方改革、関係法令の改正等々、社会保険労務士を取り巻く環境は劇的に変化しており、それに対応した会員への情報提供、機会の場の提供等を目指し、事業の計画及び、実施に努める。

① 業務研究部会

- イ. 新分野業務の研究
- ロ. 政府がすすめる「働き方改革」への社会保険労務士の対応に関する研究
- ハ. 医療労務・介護労務・ROBINS、労働条件審査、マイナンバー等の情報収集・開示
- ニ. 必要により成年後見人制度に関する情報収集・開示

② 研修部会

令和元年度の重点課題は下記の通りとする。

- イ. 全国社会保険労務士会連合会が掲げる「人を大切に作る企業づくり」の実践のために必要な相談指導業務が出来るようになることを目的とする人事労務管理研修を行うこと。
- ロ. 企業が社労士を選ぶ際に、人柄を重視していることを踏まえた顧客対応、コミュニケーション能力アップのための対人スキル・マインドを中心とした研修を実施する。
- ハ. 会員の品位保持及び職業倫理の向上を図るための研修を行うこと。
- ニ. 全国社会保険労務士会連合会が計画する研修（伝達研修）を行うことで統一的な知識及び技能を習得させるための研修を行うこと。
- ホ. その他社会情勢等に対応すべく必要に応じた研修を行うこと。

上記の目的を達成するために以下の研修会を実施する。

- イ. 特別研修会
- ロ. 必須研修会
- ハ. 倫理研修会（5年に1度受講しなければならない研修）
- ニ. 新入会員研修会
- ホ. その他必要に応じた研修会

③ 相談員制度運営部会

- イ. 相談員の資質向上及び次年度相談員の登録のための研修会を実施する。
- ロ. 総合労働相談所を、県会館2階において原則毎週1回金曜日（午後）開設する。

ハ．県立がんセンター、浜松医大附属病院に年金相談員を派遣して、年金相談会を年間４回開設する。

ニ．静岡県専門事業者団体連絡協議会「くらしの無料合同相談会」及び静岡県士業種連絡交流会「無料合同相談会」へ相談員を派遣する。

ホ．その他相談会が発生した場合に相談員を派遣する。

ヘ．ADR機関と連携・協力を図るため、労働相談内容が個別労働紛争の場合は社労士会労働紛争解決センター静岡のあっせん制度をPRする。

④ 自主研修専門部会への活動支援

社会保険労務士業務の専門性を高めるため、自主的に開催している人事労務・安全衛生・年金・特定社労士の４専門部会の活動を支援・援助する。

(4) 非常時災害対策委員会

次の事柄を検討する。

- ① 非常時災害対策本部設置マニュアルを県会規程へ組み入れ。
- ② 第２回災害対策訓練の内容（実施は２０２０年を予定）。
- ③ 自治体や他県会との連携（応援協定等）を推進。
- ④ 士業連絡会の研修会等を通じさらなるノウハウを蓄積。

(5) 社労士会労働紛争解決センター静岡

法務省の認証及び厚生労働省の指定機関として、社会保険労務士の専門性を活かし、広く国民の要望に応えるあっせんを行う。

また、全国社会保険労務士会連合会及び当会総合労働相談所と密接な連携を図り、社労士会労働紛争解決センター静岡に必要な業務運営を行う。

- ① 運営委員会の開催
- ② あっせん実務研修会開催（イ．ロールプレイ研修 ロ．あっせん相談員及び事務局専門職員の実務研修 ハ．本会会員を対象とした公開講座）
- ③ 各種関係機関の連絡協議会等への参加及び連携強化
- ④ 県会との連携強化（総合労働相談員向けマニュアル・心得）
- ⑤ あっせんの実施
- ⑥ あっせん手続きに関する業務

(6) その他の委員会

① 綱紀委員会

会長の諮問に応じて会員の処分等にかかる事項について、調査審議と答申を行う。

② 業務監察委員会

会員外の名称使用制限、業務制限等、社会保険労務士法違反にかかる事案について、会長の諮問に応じて調査審議と答申を行う。

③ 苦情処理調整委員会

本会、本会会員及び支部に関する苦情等についての審査・調査・調整を行う。

④ 不適切情報発信に係る特別委員会

全国社会保険労務士会連合会の指針に基づく検索キーワードにより、引き続き会員のHP等の検索を行い、不適切な情報発信を行っている会員の有無等のチェックを行う。

⑤ 50周年事業実行委員会

社労士法施行50周年を記念し、記念誌の作成及び会員への配布を行う。

2. 全国社会保険労務士会連合会及び中部地域協議会への活動支援

- (1) 特別研修（能力担保研修）・試験の実施の受験案内配布等の協力
- (2) 中部地域協議会主催の「労務管理研修会」の協力
- (3) 中部地域協議会主催の「東海4県特別研修会」の協力

3. 行政等協力及び主務官庁、関係団体との連絡協議及び対外活動

静岡労働局、日本年金機構、全国健康保険協会及び静岡県等と連携を密にし、円滑な業務の推進を図る。

(1) 行政等への協力

① 労働局関係

- イ. 労働保険年度更新業務への協力
- ロ. 労働保険の適用促進協力
- ハ. 法改正についての会員への周知協力
- ニ. 紛争調整委員会への積極協力
- ホ. 労働基準部、職業安定部、雇用環境・均等室へのアドバイザー等の協力
- ヘ. ハローワーク年金相談への協力

② 日本年金機構関係

- イ. 健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所の適用促進業務の推進
- ロ. 法改正についての会員への周知協力
- ハ. 各種届出の申請に対する指導協力
- ニ. 年金事務所における年金相談業務の協力

③ 全国健康保険協会関係

- イ. 法改正についての会員への周知協力
- ロ. 各種届出の申請に対する指導協力

④ 静岡県関係

- イ. 経済産業部就業支援局への中小企業労働施策アドバイザー等の協力

- (2) その他対外活動
- ① 静岡SR経営労務センターへの支援
 - ② 連合静岡との連携
 - ③ 静岡県専門事業団体連絡協議会への協力
 - ④ 静岡県士業種連絡交流会への協力
 - ⑤ 静岡県災害対策士業連絡会への協力
 - ⑥ 行政官庁等の行う大会、シンポジウムへの参加
 - ⑦ その他
 - ・ 静岡地方裁判所委員会への協力

4. その他

- (1) 「会報しずおか」をはじめ各種出版物を通じ、日常的に当会と制度のPRを実施する。
- (2) 行政関係の情報の周知に努める。
- (3) 参考図書、必要文献の斡旋・普及に努める。
- (4) 会員名簿の作成・発送

5. 全国社会保険労務士会連合会からの受託業務

- (1) 社会保険労務士試験の実施にかかる協力

令和元年8月25日(日)に行われる社会保険労務士試験の試験会場確保及び試験実施について対応する。

平成31年	4月	試験公示・受験案内配布
令和元年	5月	受験申し込み受付に伴う説明・助言等
令和元年	6～8月	試験要員の確保・研修・打合等
令和元年	8月	試験会場の設営24日(土)、試験実施25日(日)

- (2) 街角の年金相談センター

静岡と沼津の「街角の年金相談センター」及び「街角の年金相談センター浜松(オフィス)」の運営について、引き続き受託する。

- (3) 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(専門家派遣事業)の実施にかかる協力

連合会が受託した中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(専門家派遣事業)について、派遣型専門家の選任など事業に協力する。

6. 静岡労働局からの受託業務

医療労務管理支援事業を受託し、静岡県庁に設置されている「ふじのくに医療勤務環境改善支援センター」へ寄せられる医療機関からの問い合わせ等に対応し、また医療機関へ赴き相談対応等を実施する。

7. 日本年金機構からの受託業務

年金事務所における年金相談窓口等の運営を行う。